

平成 15 年中におけるえせ同和行為実態 把握のためのアンケート調査結果概要

平 成 1 6 年 4 月
法 務 省 人 権 擁 護 局

本調査結果概要の見方

- (1) 本調査結果概要の回答は、原則として回答事業所数を基数とした百分率(%)で示している。
- (2) 調査結果数値(%)は表章単位未満を四捨五入しているため、単数回答の場合、回答比率を合計しても100.0%にならない場合がある。複数回答の場合、通常100.0%を超える場合がある。
- (3) 本調査で用いた地域区分は、次のとおり全国を8ブロックに分けて設置している法務局の管轄区域(高等裁判所の管轄区域と同じ)によるもので、それぞれ法務局の名称によって表示した。

札幌ブロック：北海道

仙台ブロック：宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県

東京ブロック：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県

名古屋ブロック：愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県

大阪ブロック：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県

広島ブロック：広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県

高松ブロック：香川県、徳島県、高知県、愛媛県

福岡ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県

1 調査の趣旨

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことで、社会問題化している。

このような、えせ同和行為の横行は、国、地方自治体、その他関係者が永年にわたって努力してきた同和問題解決のための人権教育や啓発の効果を覆すものである。

法務省人権擁護局は、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和 62 年以降 7 回にわたりアンケート調査を実施してきたが、今回、平成 15 年の 1 年間を調査対象期間として本年 1 月に第 8 回目の調査を実施した。

2 調査の概要

今回の調査は、前回調査（平成 12 年を対象）と同様、「建設業」、「製造業」、「卸売業」、「小売業」、「銀行業」、「農業協同組合」、「信用金庫・信用組合」、「生命保険業」、「損害保険業」、「運輸通信業」、「サービス業」及び「マスコミ業」の 12 業種を対象に、30 人以上の従業員規模を有する全国の約 30 万事業所（総務省統計局実施の平成 13 年事業所・企業統計調査による。）の中から、前回調査時における業種別及び地域別の構成比率に基づき 6,000 事業所を等間隔抽出法により抽出した。

アンケート調査は、往復郵送法で行い、2,295 事業所から回答があった。

3 調査結果の概要

（1）被害の状況

今回の調査結果によると、回答のあった 2,295 事業所のうち、同和を名乗る者又は団体から違法・不当な要求を受けた事業所は 542 事業所、その要求総件数は 1,294 件であった。

被害率（要求を受けた事業所数を回答事業所数で除した比率）は 23.6%となっており、そのうち違法・不当な要求に応じた事業所は 79 事業所、応諾率（要求に対して、「全部」又は「一部」応じた事業所数を要求を受けた事業所数で除した比率）は 14.6%となっている。

前回調査における被害率 21.5%、応諾率 17.9%と比較すると、被害率は 2.1 ポイント上昇し、応諾率は 3.3 ポイントの減少となっている。

本調査結果は、全国の約 30 万事業所の中の 2,295 の事業所からの回答に基づくものであることにかんがみると、えせ同和行為による被害は全国規模では相当数に上るものと予測される。したがって、本調査結果から、依然としてえせ同和行為による被害が深刻な状況にあるということが出来る。

(注)被害とは、同和を名乗る者又は団体から違法・不当な要求を受けた場合をいう。
応諾とは、違法・不当な要求に応じた場合をいう。

(2) 最近の傾向

前回と比較したえせ同和行為の最近の傾向としては、

被害率が増加し(今回 23.6%、前回 21.5%)、依然として被害は深刻な状況にある。福岡、大阪で被害率が増加している。建設業、大規模事業所の被害率が最も高い。

応諾率が減少し(今回 14.6%、前回 17.9%)、拒否した事業所が増加した。建設業、小規模事業所で応諾率が高い。

違法・不当な要求の中では、「機関紙・図書等物品購入の強要」が依然として最も多い(全要求中 85.2%)。

官公署を使い圧力をかけると言って脅された事業所のうち、官公署から「無難に処理をするようにと言われた」等とする回答が急減し(今回 25.0%、前回 39.3%)、「断りやすいように援助してくれた」とする回答が増していること(今回 16.7%、前回 3.6%)などが注目される。

4 自由意見等について

今回の調査においても、回答者の多数から自由意見が寄せられた。それによれば、「電話口で怒鳴られることで、対応者が精神的圧迫を受ける」や「個人名で電話があり、代表者につなぐよう要求してくる」など、電話での適切な対応に苦慮するようになってきていることがうかがえる。

5 社会運動等を標榜する者からの違法・不当な要求

今回の調査においても、えせ同和行為との関連が予想される社会運動等を標榜する者(えせ右翼、えせ政治団体)からの違法・不当な要求についての実情を把握するため、これらの者から違法・不当な要求を受けたことの有無についての質問を行ったところ、回答全事業所の 23.5%(前回 22.2%)がそのような要求を受けたとしている。

6 今後の取組

今回の調査結果からは、依然としてえせ同和行為による被害が後を絶っていないことがうかがわれるため、えせ同和行為を根絶するため、警察庁など関係機関等と連携を取りながら、今後とも粘り強く啓発活動に努める。具体的には、えせ同和行為排除に関する啓発ビデオ等を活用し、企業等に対し講演会等を開催する。

本調査結果は、中央の「えせ同和行為対策中央連絡協議会」及び地方の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に報告する。

調査結果の要約

1 調査の規模

前回調査同様 12 業種を対象に、30 人以上の従業員規模を有する全国の約 30 万事業所の中から 6,000 事業所を抽出して、往復郵送法によりアンケート調査を実施したところ、2,295 事業所から回答があった。

調査対象事業所数及び回答率（第 1 回～第 8 回調査）

調査実施年月 区 分	第 8 回 H 16. 1	第 7 回 H 13. 1	第 6 回 H 10. 1	第 5 回 H 7. 1	第 4 回 H 4. 1	第 3 回 H 元. 1	第 2 回 S 63. 1	第 1 回 S 62. 1
対象事業所数 (A)	6,000	6,000	6,000	5,652	5,759	5,906	5,906	5,918
回答事業所数 (B)	2,295	3,257	3,735	3,967	4,087	4,097	4,342	4,583
回答率 (%) (B/A)	38.3	54.3	62.3	70.2	71.0	69.4	73.5	77.4

(注) 調査対象期間については、第 1 回調査は昭和 59 年から同 61 年までの 3 か年、第 2 回調査以降はすべて調査実施年月の前年 1 か年である。

2 調査結果

- (1) 被害率（違法・不当な要求を受けた事業所の割合）は 23.6%，1 事業所当たりの要求件数は 2.4 件

被害率（違法・不当な要求を受けた事業所の割合）は、前回調査に比して 2.1 ポイント上昇し 23.6% となっており、えせ同和行為による被害は依然として深刻な状況にある。

また、1 事業所が違法・不当な要求を受けた平均件数は、前回調査より 0.3 件上昇して 2.4 件となっている。

被害率及び 1 事業所当たりの要求件数（第 1 回～第 8 回調査）

区 分	第 8 回	第 7 回	第 6 回	第 5 回	第 4 回	第 3 回	第 2 回	第 1 回
要求を受けた事業所数	542	700	739	744	802	715	939	1,398
被害率 (%) (注 1)	23.6	21.5	19.8	18.8	19.6	17.5	21.6	30.5
要求の総件数	1,294	1,469	1,679	1,702	2,028	2,941	3,862	6,570
1 事業所当たりの 要求件数 (注 2)	2.4	2.1	2.3	2.3	2.5	4.1	4.1	4.7

(注 1) 「要求を受けた事業所数」を「回答事業所総数」で除した比率

(注 2) 「要求の総件数」を「要求を受けた事業所数」で除した値

(2) 福岡、大阪で被害率が増加

地域別の被害率は、福岡ブロック(31.6%)で最も高く、以下名古屋ブロック(30.7%)、大阪ブロック(26.5%)の順となっており、前回調査に比し福岡ブロックは11.9ポイント、大阪ブロックは5.0ポイント上昇している。

被害率(地域別) (%)

ブロック	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡
第8回	21.3	16.5	19.4	30.7	26.5	25.5	21.7	31.6
第7回	18.1	15.9	20.8	27.5	21.5	27.8	22.1	19.7

(3) 依然として建設業の被害率が最も高い

業種別の被害率は依然として建設業(37.5%)で最も高く、以下、卸売業(30.4%)、農業協同組合(26.6%)、製造業(26.5%)の順となっている。

なかでも製造業は、前回調査に比し7.0ポイント上昇している。

被害率(業種別) (%)

業種	区分	第8回		第7回	
		順位	被害率	順位	被害率
建設業		1	37.5	1	32.9
卸売業		2	30.4	4	23.6
農業協同組合		3	26.6	2	25.0
製造業		4	26.5	6	19.5
運輸通信業		5	21.8	9	15.7
小売業		6	20.9	10	15.5
マスコミ業		7	19.5	3	24.6
サービス業		7	19.5	7	18.9
信用金庫・信用組合		9	17.1	5	20.5
損害保険業		10	12.3	8	17.1
生命保険業		11	6.2	12	1.0
銀行業		12	5.9	11	9.3

(4) 大規模事業所で被害率が最も高い

従業員規模別の被害率は、従業員1,000人以上の事業所で最も高く(36.8%)、前回調査に比し従業員1,000人以上、500~1,000人未満とともに7.8ポイント上昇している。

被害率(従業員規模別) (%)

従業員規模	区分	第8回		第7回	
		順位	被害率	順位	被害率
50人未満		6	21.9	5	18.9
50~100人未満		5	24.1	4	23.3
100~300人未満		4	24.5	2	26.5
300~500人未満		2	26.5	3	25.2
500~1,000人未満		3	26.1	6	18.3
1,000人以上		1	36.8	1	29.0

(5) えせ同和行為の要求に対して78.4%が拒否，応諾率は14.6%

えせ同和行為の違法・不当な要求を受けた事業所は542事業所あり，このうち要求を拒否したものは78.4%（425事業所）で，前回調査に比して4.8ポイント増加した。

一方，応諾率（えせ同和行為を行う者からの要求に対して，一部又は全部応じたと回答した事業所の割合）は14.6%であり，前回調査に比して3.3ポイントの減少となっている。

これらのことから，えせ同和行為に対する事業所の理解が深まってきたとみることができる。

応諾率（注1）（%）

	拒否した	一部応じた	全部応じた
第8回	78.4 (425)	11.8 (64)	2.8 (15)
第7回	73.6 (515)	14.6 (102)	3.3 (23)

(注1) 要求に対し「一部又は全部応じたと回答した事業所数」を「要求を受けた事業所数」で除した比率

(注2) ()内は事業所数

要求に対する対応については，「現在，対応について検討中」及び「無回答」があるため，100%とならない。

(6) 応諾率の高い業種は建設業

業種別の応諾率は，建設業（21.2%）で最も高いが，前回調査に比して3.7ポイント低下した。また，前回2位を占めた信用金庫・信用組合は14.9ポイント低下し，同じく前回3位を占めた損害保険業も15.3ポイント低下し，大きな改善がみられた。他方，農業協同組合は前回調査に比して8.3ポイント増加した。

応諾率（業種別）（%）

業種	区分	第8回		第7回	
		順位	応諾率	順位	応諾率
建設業	業	1	21.2	1	24.9
農業協同組合	合	2	17.6	10	9.3
サービス業	業	3	12.8	8	10.4
製造業	業	4	12.1	5	14.3
マスコミ業	業	5	11.8	6	11.8
卸売業	業	6	11.4	4	18.4
小売業	業	7	11.1	7	11.5
信用金庫・信用組合	合	8	6.5	2	21.4
運輸通信業	業	8	6.5	9	10.0
損害保険業	業	10	5.3	3	20.6
銀行業	業	11	- (注)	11	4.2
生命保険業	業	11	-	12	-

(注) 「-」は回答した事業所がないことを意味する。

(7) 従業員規模が小さい事業所で応諾率が高い

従業員規模別の応諾率は、「50～100人未満」の事業所で17.9%、「50人未満」の事業所で17.2%となっており、300人以上の事業所で前回調査と比して、その減少幅が大きくなっている。

応諾率（従業員規模別）

(%)

区分 従業員規模	第8回		第7回	
	順位	応諾率	順位	応諾率
50人未満	2	17.2	2	21.3
50～100人未満	1	17.9	3	16.8
100～300人未満	3	10.5	5	11.6
300～500人未満	4	6.7	1	22.2
500～1,000人未満	5	5.6	4	13.3
1,000人以上	6	-	6	10.0

(8) 違法・不当な要求は、依然として「機関紙・図書等物品購入の強要」が最も多い

違法・不当な要求は、依然として「機関紙・図書等物品購入の強要」が最も多くなっており、前回調査に比して8.3ポイント増の85.2%となっている。また、「寄附金・賛助金の強要」についても7.4ポイント増の17.5%となっている。他の要求では大きな動きはみられなかった。

要求の種類

(%)

区分 要求の種類	第8回		第7回	
	順位	割合	順位	割合
機関紙・図書等物品購入の強要	1	85.2	1	76.9
寄附金・賛助金の強要	2	17.5	2	10.1
機関紙等への広告掲載の強要	3	6.3	4	4.4
名簿の購入の強要	3	6.3	6	3.4
示談金の強要	5	5.2	5	4.0
下請けへの参加強要	6	4.6	3	5.4
物品の寄附強要	7	2.2	8	2.6
講演会・研修会への参加強要	8	2.0	8	2.6
融資の強要	9	1.8	6	3.4
契約締結の強要	10	1.1	11	1.3
謝罪文の強要	10	1.1	12	1.1
債務の免除・猶予の強要	12	0.6	10	1.9
口座開設の強要	13	0.4	14	0.1
職員への採用強要	14	0.2	14	0.1
着手金の強要	15	-	13	0.4
その他・無回答	-	6.6	-	9.7

(注) 複数回答

(9) 「機関紙・図書等物品購入の強要」での応諾率は15.6%

違法・不当な要求の最も多い項目である「機関紙・図書等物品購入の強要」の応諾率は15.6%であるが、前回調査に比して3.7ポイントの減少となっており、改善効果が見られる。
 なお、応諾率が高いものから並べた結果は下表のとおりである。

区分 応諾の種類	第8回		第7回	
	順位	応諾率	順位	応諾率
契約締結の強要	1	66.7	3	66.7
講演会・研修会への参加強要	2	33.3	4	25.0
下請への参加強要	3	23.1	7	16.7
機関紙等への広告掲載の強要	4	16.7	5	20.0
機関紙・図書等物品購入の強要	5	15.6	6	19.3
寄附金・賛助金の強要	6	11.6	9	10.5
示談金の強要	7	9.5	8	15.4
口座開設の強要	8	-	1	100.0
着手金の強要	8	-	1	100.0
物品の寄附強要	8	-	10	10.0
名簿の購入の強要	8	-	11	-
融資の強要	8	-	11	-
謝罪文の強要	8	-	11	-
債務の免除・猶予の強要	8	-	11	-
職員への採用強要	8	-	11	-

(注) 複数回答

(10) 要求の手口は、依然として「執ように電話をかけてくる」が最も多い

要求の手口は、前回同様「執ように電話をかけてくる」(51.3%)が最も多いが、前回調査に比して6.8ポイント減少した。「同和問題を知っているかと言っておどす」は前回調査に比して4.9ポイント上昇して49.6%に、「大声で威嚇する」は2.9ポイント上昇して24.5%であるが、上位3位の要求の手口に変化はみられない。

区分 要求の手口	第8回		第7回	
	順位	割合	順位	割合
執ように電話をかけてくる	1	51.3	1	58.1
同和問題を知っているかと言っておどす	2	49.6	2	44.7
大声で威嚇する	3	24.5	3	21.6
責任者に会わせると言っておどす	4	13.1	4	13.7
事務所に多数で押し掛けると言っておどす	5	7.9	6	4.7
政治家との関係をほめかす	6	6.6	5	12.0
糾弾するぞと言っておどす	7	4.8	7	4.0
官公署を使って圧力をかけると言っておどす	8	4.4	7	4.0
店外で拡声器を使って騒ぐと言っておどす	9	3.3	9	2.6
危害を加えると言っておどす	10	2.6	12	1.1
マスコミに訴えると言っておどす	11	1.5	10	2.3
事務所に多数で押し掛ける	12	0.7	11	1.3
社長等の自宅に押し掛けると言っておどす	12	0.7	13	1.0
店内で他の客の迷惑となる行為をする	12	0.7	17	-
店外で拡声器を使って騒ぐ	15	0.6	14	0.6
事務所又は従業員の秘事を暴露するとおどす	16	0.4	14	0.6
社長等の自宅に押し掛ける	17	-	16	0.4
その他・無回答	-	15.1	-	12.7

(注) 複数回答

(11) 要求の口実は、依然として「同和問題の知識の不足」が最も多い

要求の口実は、前回同様「同和問題の知識の不足」(34.7%)が最も多く、次いで、「単なる言いがかり、無理難題」(27.5%)、「一方的に差別であると決めつける」(14.0%)の順となっている。

要求の口実 (％)

要求の口実	第 8 回		第 7 回	
	順位	割合	順位	割合
同和問題の知識の不足	1	34.7	1	31.1
単なる言いがかり、無理難題	2	27.5	2	25.4
一方的に差別であると決めつける	3	14.0	3	9.7
社員の不適切な言動	4	4.2	4	3.9
工事に對する苦情	5	3.7	6	3.0
無断送付の機関紙等の処理に対するクレーム	6	3.5	5	3.4
交通事故の責任	7	1.3	8	1.6
事務上のミス	8	0.9	7	1.7
商品に對する苦情	9	-	9	0.7
その他・無回答	-	36.5	-	38.3

(注) 複数回答

(12) 官公署からの指示のうち「断りやすいように援助してくれた」が上昇

官公署を使い圧力をかけると言って脅された事業所は、前回調査に比して 0.4 ポイント上昇して 4.4%となっている ((10) 参照。) が、これらの事業所のうち、官公署から何か具体的な指示があったかの問に対して、「指示があった」とする事業所は 50.0%、「指示はなかった」とする事業所は 33.3%であった。

事業所に対する官公署からの指示はどのようなものであったかという問に対しては、「無難に処理をするようにと言われた」(20.8%)が最も多いが、前回調査に比して 14.9 ポイントの低下となっている。一方、「断りやすいように援助してくれた」は 13.1 ポイント上昇の 16.7%となり、「官公署に迷惑をかけるなと言われた」は 4.2%となっている。

官公署からの指示 (％)

指示内容	第 8 回		第 7 回	
	順位	構成比	順位	構成比
無難に処理するようと言われた	1	20.8	1	35.7
断りやすいように援助してくれた	2	16.7	2	3.6
官公署に迷惑をかけるなと言われた	3	4.2	2	3.6
き然とした態度で断るよう指示された	4	-	4	-
その他・無回答	-	8.3	-	7.2
官公署から指示はなかった	-	33.3	-	50.0
無回答	-	16.7	-	-

(13) 要求を受けた期間は、1日限り(51.1%)が最も多い

要求を受けた期間は、「1日限り」(51.1%)が最も多く、前回調査に比して9.7ポイント上昇し、また、「2日～1週間未満」は8.3ポイント低下の21.6%となっており、要求の期間は比較的短期間であることがうかがえる。一方、1か月以上の長期にわたり要求を受けているものも依然として約1割みられる。

要求を受けた期間 (%)

区分 要求期間	第8回		第7回	
	順位	構成比	順位	構成比
1日限り	1	51.1	1	41.4
2日～1週間未満	2	21.6	2	29.9
1週間～1か月未満	3	11.3	3	12.9
1か月～6か月未満	4	5.0	4	5.9
6か月～1年未満	5	3.1	6	1.9
1年以上	5	3.1	5	2.0
無回答	-	4.8	-	6.1

(14) 要求1件当たりの被害金額は、1万円以上10万円未満が12.0%

要求1件当たりの被害金額は、依然として「1万円以上10万円未満」(12.0%)が最も多いが、前回調査に比して4.6ポイント減となった。なお、100万円以上の高額な被害を受けたものが0.6%あった。

被害金額 (%)

区分 被害金額	第8回		第7回	
	順位	構成比	順位	構成比
1万円未満	3	1.3	5	0.4
1万円～10万円未満	1	12.0	1	16.6
10万円～100万円未満	2	2.8	2	2.4
100万円～1,000万円未満	5	0.6	4	0.7
1,000万円以上	6	-	6	-
金額に換算できない	4	0.9	3	1.0
支払わなかった	-	69.0	-	58.9
無回答	-	13.5	-	20.0

(15) 社会運動等を標榜する者(えせ右翼, えせ政治団体等)による被害率は横ばい

同和を名乗る団体以外の社会運動等を標榜する者から違法・不当な要求を受けたことがある事業所の割合は23.5%であり、前回調査と比して1.3ポイント上昇するもほぼ横ばいとなっている。

社会運動等を標榜する者からの要求 (%)

	第8回	第7回
被害率	23.5	22.2

(16) 自由意見(抄)

書籍の購入依頼があった。

長電話,あるいは何度もかけてくるなどしつこい電話で書籍等の購入を迫る。

現在のところ,えせ同和行為による被害は特に受けていない。

個人名で電話があり,代表者につなぐよう要求してくる。

対応マニュアルを出してほしい。

違法,不当要求,特に機関紙購入強要は減少傾向

相談窓口を教えてください。